

医療的ケア児等に係る課題

※地域生活支援協議会区部会地域課題・医療的ケア児等コーディネーターネットワーク会議での意見より

カテゴリ	課 題		備 考
①社会資源の不足	受入先	医療的なケアや常時見守りが必要な障がい児者に対応できるサービス提供事業所（生活介護・短期入所・グループホーム等）が不足。	・障害福祉サービス等報酬改定検討チームが取りまとめた「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」の中で「医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実」という方向性が示されている
	ス ー サ ー 内 ー 容 ビ	短期入所で送迎を行う事業所が少ない。人員確保の困難さや、移動時に発生する医療的ケアへの対応の困難さから、送迎対応が難しい場合がある。	
②レスパイト	医療的ケア児在宅レスパイト事業については利用できる時間を増やしてほしいとの声があがっている。 短期入所についても医療的ケア児を受け入れる事業所が少ない。（①と重複）		同上
③緊急時の対応	急病等	緊急時（介護者の急病等）に受入れ可能な事業所が見つからず、緊急時の支援体制の構築が難しい。医療的ケアの内容によっては、緊急対応拠点事業所（Ⅰ類型）でも対応できない場合がある。	同上
④災害	災害	医療機器のための電源確保、避難先や避難方法について課題がある。	・24時間在宅人工呼吸器使用者に対して災害時個別避難計画の作成を行っている。
⑤入院時の付き添い	入院時に保護者が付き添う状況がある。入退院を繰り返しやすいため、保護者の就労や兄弟児の生活にかかる負担が大きい。		—
⑥教育	活学 動習	校内医療的ケア支援会議等で、手技の確認、学校看護師への引継ぎ等が確認できるまで、保護者の付き添いが必要となる場合がある。また、校外学習や修学旅行など保護者の付き添いが必要になる場合がある。	・R5年9月～医療的ケア児在宅レスパイト事業拡充。 （ただし令和7年度末までの時限）
	登下校	特別支援学校のスクールバス乗車中は医療的ケアを行えないため、乗車中に医療的ケアが必要となる場合、保護者の送迎となる。	・令和5年度から通学支援モデル事業試行。 ・R5年9月～医療的ケア児在宅レスパイト事業拡充。 （ただし令和7年度末までの時限）